



第20回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
証券コード：3486

開催日時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷マークシティイースト内
渋谷エクセルホテル東急 6階
プラネッツルーム

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
2名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役 1名選任の件

Group Mission

投資により未来価値を創出する

人と事業に積極的な投資を行い環境、社会において持続可能な価値を創出し豊かな未来を実現します

Group Vision

世界をリードするサステナブルな企業グループへ

Group Value

No.1・挑戦・共創

Group Culture

Respect・Speed・Open・Clean



Company Mission

不動産を通じて豊かな社会を実現する



テクノロジーで全てのビジネスに革新を

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。当社第20回定時株主総会招集ご通知をご高配いただくにあたりまして、ご挨拶申しあげます。

当期は2022年中期経営計画の最終年となりましたが、売上高は644億円、経常利益は51億円、当期純利益は34億円といずれも計画を大幅に達成することができました。

2025年は創業から20年という節目を迎えます。私たちは、2040年に向けてグループ方針「GLM1000」を策定しました。「1000」は、2017年の上場から年平均成長率25パーセントを維持してきた私たちが目標とする経常利益額である1000億円を指します。グループ方針の実現に向け、2025年中期経営計画「GLM100」では売上高1,000億円、売上総利益170億円、経常利益100億円を目指とし、今後も年平均成長率25パーセントを維持・継続できるよう取り組んでまいります。

この目標に向け、不動産事業領域においては、従来のESGレジデンスを中心とした開発事業をベースに、土地企画事業・再生事業を成長ドライバーとして、利益成長を実現したいと考えています。

また、DX事業領域では、DXによって不動産事業領域の一人当たりの生産性向上や収益率の改善に貢献とともに、様々な業界の顧客にサービスを提供し、企業価値の向上に努めます。

従来の不動産事業にDX事業を加え、経済・社会活動を支える企業として、事業領域において、人と事業に積極的な投資を行うことで、環境・社会における持続可能な価値を創出し、豊かな未来を実現することを目指してまいります。

引き続き株主の皆様のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申しあげます。



代表取締役社長 金 大仲

証券コード 3486
(発信日) 2025年3月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年3月3日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
株式会社グローバル・リンク・マネジメント
代表取締役社長 金 大 仲

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.global-link-m.com/ir/library/enterprise/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3486/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「グローバル・リンク・マネジメント」又は「コード」に当社証券コード「3486」を入力・検索し、「基本情報」「総覧書類／PR情報」を順に選択して、「総覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

また、議決権行使につきましては、当日のご出席に代えて書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙又はインターネット等により事前にご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具
記

1. 日　　時 2025年3月27日（木曜日）午前10時

2. 場　　所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティイースト内
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネットルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

**3. 目的事項
報告事項**

- 1.第20期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
- 2.会計監査人及び監査等委員会の第20期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、議決権行使についてのご案内は、【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面の記載事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

決議通知について

本総会の結果につきましては、決議通知の発送を取り止め、当社ウェブサイト (<https://www.global-link-m.com/ir/library/enterprise/>) に掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

事前質問受付について

株主総会の議案や当社経営に関するご質問を、「事前質問受付サイト」にて受け付けます。いただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、後日、当社ウェブサイトにて取り上げさせていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

<事前質問受付期限：2025年3月19日（水）午後6時まで>

事前質問受付専用URL：<https://links-v.pdcjp.com/3486/2025/glm/>

- ・ログインの際は、ID（株主番号9桁）とパスワード（「6415」）が必要となります。
- ・ご質問は、できる限り簡潔に、3問以内でご記載くださいますようお願い申しあげます。

※事前質問受付サイトは、毎日午前1時から午前5時までは、保守・点検のためご利用を休止いたします。

※議決権行使書用紙を投函する前に、必ずお手元に株主番号をお控えください。





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

*議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

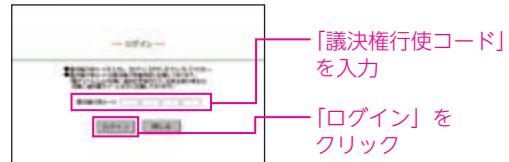
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

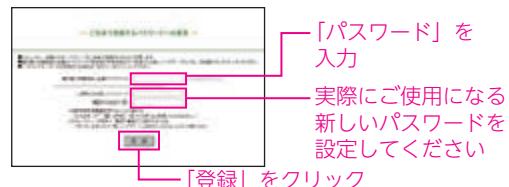
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

大切なお知らせ

株主総会資料の電子提供制度のご案内

2022年9月1日施行の改正会社法により「株主総会資料の電子提供制度」が開始されました。本制度はこれまで株主様に書面でお届けしていた株主総会資料がウェブ化され、株主様には原則としてウェブサイトにアクセスのうえ、インターネットを通じてご確認していただくことになり、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様にのみ株主総会資料を書面でお届けするものです。

今まで



これから

書面によるお受取りを希望される株主様へ（書面交付請求のお手続き）

次回以降の株主総会について、書面によるお受取りを希望される株主様は、以下の【書面交付請求手続き等に関するお問い合わせ先】又はお取引の証券会社などにて**次回議決権基準日（定期株主総会については2025年12月31日）までに書面交付請求の手続きを完了していただきますようお願い申しあげます。**

お問い合わせ先

【書面交付請求手続き等に関するお問い合わせ先】
三井住友信託銀行証券代行部0120-533-600
受付時間9：00～17：00 ※土・日・祝日・年末年始を除く。

事業報告 2024年1月1日から2024年12月31日まで

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

全般的な事業の状況

当連結会計年度(2024年1月1日～2024年12月31日)の連結業績は、当社グループの主力商品である「レジデンス」物件の竣工と引渡し、及び当連結会計年度より収益貢献を計画していた土地企画事業（土地企画販売）ならびにビルディング事業（再生事業）が計画通りに進捗いたしました。

当社グループが企画開発から販売を手掛ける、環境配慮対応かつ東京23区内を中心とする「レジデンス」については、1棟バルク販売（まとめて販売）を主体として、当連結会計年度においては、1,228戸の引渡しが完了しました。土地企画事業については、当連結会計年度において19件の土地企画販売を完了しました。当社が仕入れをした土地を物件建設前に販売することで、資本効率を高め、建築費高騰などに伴う原価上昇に対応する取組みを継続するとともに、新たに仕入れた土地の隣地等の所有者権利調整等によりバリューアップを実現する取組みも行いました。また、ビルディング事業については、当連結会計年度において4棟のオフィスビルの販売を完了しております。なお、DX領域においてIT関連事業を行う子会社であるAtPeak社については、当連結会計年度における先行投資により、2025年12月期以降の黒字化が展望できる状況になっております。

このように各事業が順調に進捗した結果、当連結会計年度の業績は、売上高64,482,059千円（前連結会計年度比56.3%増）、営業利益5,732,390千円（同25.0%増）、経常利益5,138,033千円（同20.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,413,613千円（同18.6%増）となり、期初の業績予想及び2024年11月に公表した修正予想を超過し、過去最高の売上高と利益を更新しました。

また、2022-24年中期経営計画（以下、「前中計」という）の最終年である、2024年12月期のKGIとして掲げている経常利益50億円を超過し、前中計期間の各期において、売上高・利益ともに計画を上回る成績を実現いたしました。前中計にて成長戦略として掲げた、環境配慮型物件企画開発、機関投資家への1棟バルク販売、オフバランス開発、非レジデンス領域の新規事業開始を推進しながら、事業環境の変化に柔軟かつスピード感を持った対応を進めることで、計画を上回ることができました。

2025年中期経営計画「GLM100」（3ヶ年計画）及び当社グループ方針「GLM1000」については、2024年11月14日に公表いたしましたが、その実現に向けた各事業における仕入れやパイプラインの積み上げは順調に推移しております。

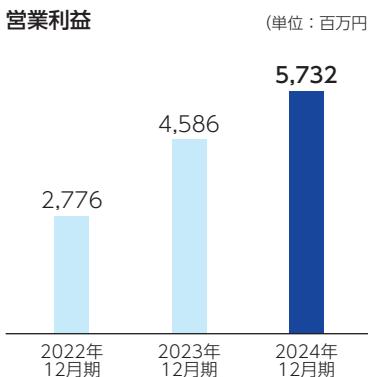
なお、当社グループは、不動産ソリューション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの開示上の重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

■ 業績（主要財務）ハイライト

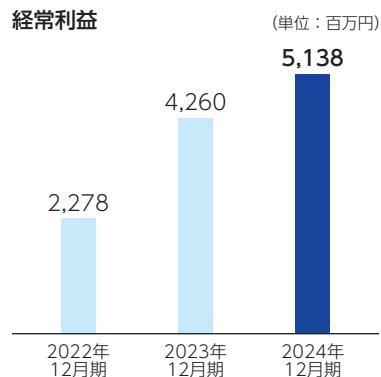
売上高



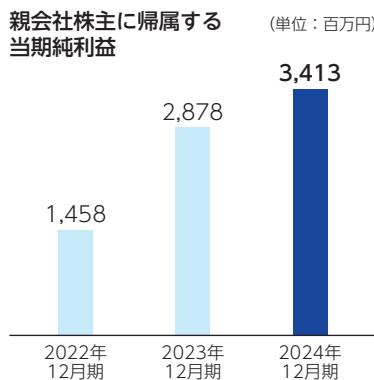
営業利益



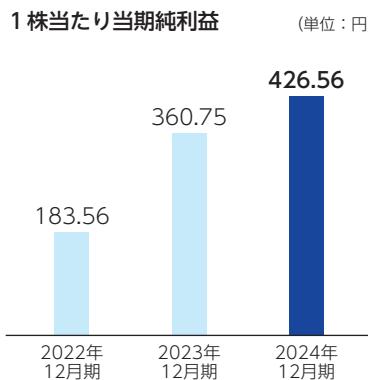
経常利益



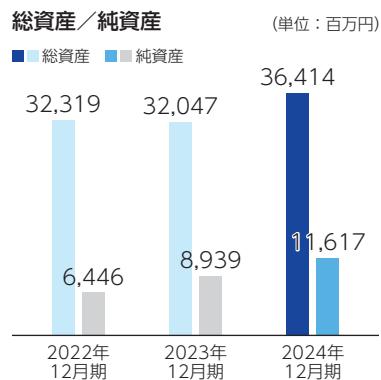
親会社株主に帰属する当期純利益



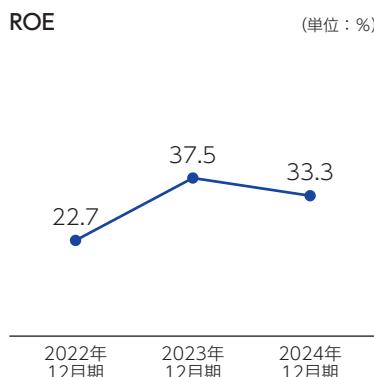
1株当たり当期純利益



総資産／純資産



ROE



PBR



1株当たり配当金／配当性向 (単位：円／%)



② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関等より、物件・開発用地の仕入資金として32,169,118千円の借入調達を、納税・運転資金として4,261,000千円の借入調達を行い、総額36,430,118千円の資金調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第17期 (2021年12月期)	第18期 (2022年12月期)	第19期 (2023年12月期)	第20期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	—	35,673,388	41,258,887	64,482,059
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	—	1,458,850	2,878,780	3,413,613
1株当たり当期純利益(円)	—	183.56	360.75	426.56
総資産(千円)	—	32,319,788	32,047,535	36,414,637
純資産(千円)	—	6,446,485	8,939,516	11,617,995
1株当たり純資産額(円)	—	808.76	1,116.64	1,445.29

(注) 1. 第17期は非連結決算に移行したため非表示にしており、第18期より再び連結決算に移行したことから、連結計算書類での財産及び損益の状況を記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第18期の期首から適用しており、第18期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第17期 (2021年12月期)	第18期 (2022年12月期)	第19期 (2023年12月期)	第20期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	30,675,279	35,545,819	41,129,354	62,224,609
当期純利益(千円)	1,423,767	1,453,590	2,846,099	3,672,236
1株当たり当期純利益(円)	182.11	182.90	356.65	458.88
総資産(千円)	21,767,202	32,299,475	32,002,975	36,563,372
純資産(千円)	5,235,725	6,440,813	8,898,452	11,832,835
1株当たり純資産額(円)	660.85	809.01	1,112.81	1,473.77

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第18期の期首から適用しており、第18期以降の会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

③ 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社G&G Community	10,000千円	60.0%	分譲マンション総合管理業
AtPeak株式会社	10,000千円	100.0%	DX領域におけるIT関連事業

(4) 対処すべき課題「マテリアリティ」

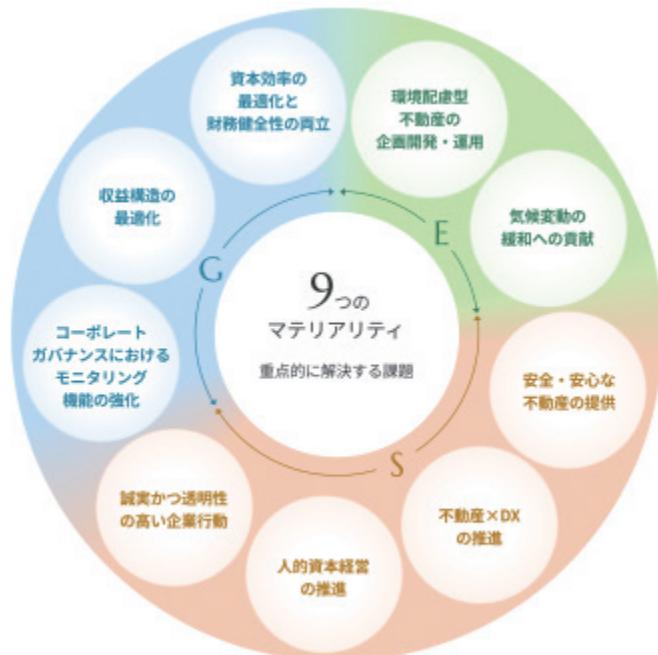
「マテリアリティ」

当社グループは、2023年11月に「GLM VISION 2030」の達成を確実なものとするために、重点的に解決する課題として、9つの「マテリアリティ」を特定しました。

また、2024年11月にグループ方針「GLM1000」、2025年中期経営計画「GLM100」を策定し、マテリアリティを見直しました。

今回の見直しは、①各マテリアリティの変更の要否、②2030年のるべき姿/ありたい姿の追加変更の要否、③2030年のKGIの変更の要否を判断し、必要に応じて変更したものとなります。

なお、目標値は、現在策定中であり、「ウェブサイト」に公表予定です。



【マテリアリティ、2030年のあるべき姿／ありたい姿、2030年のKGI】

マテリアリティ	2030年のあるべき姿／ありたい姿	2030年のKGI
環境配慮型不動産の企画開発・運用	環境配慮型不動産の開発・提供	自社開発物件の環境認証取得比率
人的資本経営の推進	Value（No.1・挑戦・共創）に共感し成長意欲がある人材を選ばれ、平均給与業界上位の多様性に富んだ組織になる	①平均給与業界ランキング ②スキルスコア ③エンゲージメントスコア（総スコア） ④多様性指標 （a）女性管理職比率 （b）女性従業員比率
安全・安心な不動産の提供	自然災害に強く防犯性能の高い、安全と安心な環境を備えた自社物件の開発・提供	①取扱不動産の違法性・権利関係の適合性 ②自社基準（※）による災害・防犯対応物件の開発比率
不動産×DXの推進	AIを活用したDX推進により不動産領域の事業の生産性を向上させ社会課題解決に貢献する	生産性指標 （a）一人当たりの売上高 （b）一人当たりの経常利益
誠実かつ透明性の高い企業行動	①誠実な企業活動により、従業員の誇りNo.1が実現できている ②誠実な企業活動と透明性の高い情報開示により社会から評価されている	①エンゲージメントスコア（企業理念の定着度） ②（a）投資家との対話回数 （b）GPIF採用指数の構成銘柄に選定される
気候変動の緩和への貢献	2050年のカーボン・ニュートラル社会の実現に向けて事業に伴う温室効果ガスの排出量が国際的な基準に適合している	温室効果ガス排出量（Scope 1・2・3）削減率
収益構造の最適化	開発事業の安定的なビジネス基盤と再生事業、土地企画事業等の成長事業のベストミックスにより、着実な成長を実現できている	各事業の売上総利益の構成比
資本効率の最適化と財務健全性の両立	資本効率の最適化と財務健全性の両立により企業価値が向上している	①ROE ②自己資本比率 ③配当性向
コーポレートガバナンスにおけるモニタリング機能の強化	監督と経営執行が分離され、取締役会全体としての多様性と備えるべきスキルを充足しており、中長期的な企業価値を向上させるガバナンス機能を発揮している	①社外取締役比率 ②実効性評価スコア（全体スコアの平均点） ③女性取締役比率

(※) マテリアリティ「安全・安心な不動産の提供」の2030年のKGI ②の「自社基準」については「ウェブサイト」の以下ページをご参照ください。

- ・防犯対策 (<https://www.global-link-m.com/business/development/security/>)
- ・災害対策 (<https://www.global-link-m.com/business/development/disaster/>)

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

マンションの開発、マンション新築完成物件・中古物件仕入及び開発・仕入をしたマンションの販売、マンションのプロパティマネジメント業務の受託、土地の企画販売、オフィスビルの仕入・賃貸及び販売、IT関連事業

(6) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

① 当社

名 称	所在地
本 社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

② 子会社

名 称	所在地
株式会社G&G Community	東京都中央区日本橋室町四丁目1番5号
AtPeak株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
150(2)名	21名増(5名減)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数（嘱託社員を含む。）を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員、季節工など。）は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比較して21名増加しておりますが、その主な理由は、当社及び子会社における体制強化に伴う積極採用によるためであります。
3. 当社グループは、不動産ソリューション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの開示上の重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134(2)名	5名増(5名減)	36.7歳	5.6年

- (注) 使用人数は、就業人員数（嘱託社員を含む。）を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員、季節工など。）は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,478,467千円
株式会社SBJ銀行	1,822,478
株式会社三菱UFJ銀行	1,273,034
オリックス銀行株式会社	910,000
株式会社りそな銀行	844,000

(注) 株式会社りそな銀行の借入額には、社債の残高74百万円を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況及び会社役員の状況等

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	25,600,000株	
② 発行済株式の総数	8,006,008株	
	(注) 謹渡制限付株式報酬としての新株の発行及び新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、発行済株式の総数は9,464株増加しております。	
③ 株主数	7,190名 (前期末比15名増加)	
④ 大株主		
株主名	持株数	持株比率
株式会社G 2 A	2,701,500株	33.74%
金 大仲	1,750,900	21.87
富永 康将	336,700	4.20
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	180,000	2.24
由岐 洋輔	150,000	1.87
鈴木 東洋	115,600	1.44
富田 直樹	110,000	1.37
株式会社谷口工務店	101,100	1.26
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	80,100	1.00
株式会社SBI証券	64,379	0.80

(注) 持株比率は、自己株式(134株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	9,400株	4名

(注) 当社の株式報酬等の内容につきましては、事業報告「(3) 会社役員の状況 ⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、2025年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、あわせて、会社法第184条第2項の規定に基づき発行可能株式総数について当社定款を変更いたします。

これにより、発行可能株式総数は51,200,000株に、発行済株式の総数は16,012,016株となります。

なお、本件株式分割は、基準日が2025年3月31日であるため、本事業報告における株式数に係る実績値については、本件株式分割前の株式数を基準として記載をしております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項ありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2024年11月14日
新株予約権の数		1,060個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注2）		普通株式106,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注2）		新株予約権1個当たり286,000円 (1株当たり2,860円)
権利行使期間		2026年12月3日から 2034年11月14日まで
付与対象者の区分及び人数		当社執行役員 2名 当社使用人 123名
行使の条件		(注1)
使用人等の 交付状況	当社執行役員	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 交付者数 2名
	当社使用人	新株予約権の数 1,030個 目的となる株式数 103,000株 交付者数 123名

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権は、行使条件として、予め定める中期経営計画における業績目標の達成が付されており、その目標が達成されるとは、当社グループの企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております。
 - (2) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
 - (3) 新株予約権者の相続人による行使は認めないものとします。
 - (4) 新株予約権の割当てを受けた者は、割当日から権利行使時までの期間継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位（以下、「役職等の地位」という。）にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使条件達成後、権利行使期間内に役職等の地位を喪失した場合において、正当な事由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
2. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行う予定でありますが、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」については、当該株式分割による調整前の当期末時点における株式の数及び価額で記載しております。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2024年11月14日開催の当社取締役会決議に基づき、当社又は当社子会社の取締役及び執行役員並びに幹部従業員に対し、コミットメントを更に高め、当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層向上させることを目的として、有償ストック・オプション（第3回新株予約権）を発行いたしました。

		第3回新株予約権
発行決議日		2024年11月14日
新株予約権の数		2,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注2)		普通株式210,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		30,450,000円 (新株予約権1個につき14,500円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注2）		新株予約権1個当たり286,000円 (1株当たり2,860円)
権利行使期間		2026年12月3日から 2034年11月14日まで
付与対象者の区分及び人数		当社取締役 4名 当社子会社取締役 1名 当社執行役員 2名 当社使用人 13名
行使の条件		(注1)
新株予約権の割当先	当社取締役	新株予約権の数 750個 目的となる株式数 75,000株 交付者数 4名
	当社子会社取締役	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 交付者数 1名
	当社執行役員	新株予約権の数 250個 目的となる株式数 25,000株 交付者数 2名
	当社使用人	新株予約権の数 1,050個 目的となる株式数 105,000株 交付者数 13名

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権は、行使条件として、予め定める中期経営計画における業績目標の達成に加え、時価総額条件（750億円～1,000億円）が付されたものであります。よって、その目標が達成されることは、当社グループの企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております。
 - (2) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
 - (3) 権利行使条件達成後、新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、当該本新株予約権を行使することができるものとします。
 - (4) 新株予約権の割当てを受けた者は、割当日から権利行使時までの期間継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権行使することができます。ただし、権利行使条件達成後、権利行使期間内に役職等の地位を喪失した場合において、正当な事由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
2. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行う予定であります。また、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」については、当該株式分割による調整前の当期末時点における株式の数及び価額で記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	金 大仲	(株)G 2 A 代表取締役 AtPeak(株) 代表取締役社長
取締役執行役員	富永 康将	ビルディング事業グループ長
取締役執行役員	鈴木 東洋	(株)G&G Community 代表取締役 SAGLアドバイザーズ(株) 取締役
取締役執行役員	富田 直樹	用地仕入事業グループ長
取締役（監査等委員・常勤）	杉谷 仁司	
取締役（監査等委員）	琴 基浩	琴税理士事務所 所長 (株)グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役
取締役（監査等委員）	中西 和幸	田辺総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役（監査等委員・常勤）杉谷仁司氏、取締役（監査等委員）琴基浩氏、取締役（監査等委員）中西和幸氏は、社外取締役であります。なお、コーポレート・ガバナンスの強化、監査機能の強化のため、取締役（監査等委員）杉谷仁司氏を常勤の取締役（監査等委員）に選定しております。
2. 取締役（監査等委員）琴基浩氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）中西和幸氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。
4. 当社は、社外取締役杉谷仁司氏、琴基浩氏、中西和幸氏の3名を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
杉谷 仁司		取締役（監査等委員・常勤）	2024年3月28日
賀茂 淳一	取締役（監査等委員・常勤）	取締役（監査等委員）	2024年3月28日
賀茂 淳一	取締役（監査等委員）	辞任	2024年9月30日

- (注) 取締役（監査等委員）賀茂淳一氏は、監査等委員（常勤）杉谷仁司氏と、定時株主総会後に常勤監査等委員を交替し、十分な引継ぎを完了したため、2024年9月30日をもって辞任により退任しております。

(参考) 2025年1月1日現在、取締役兼務者以外の執行役員の氏名等は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当
執行役員	平山 彰悟	開発事業 IT戦略
執行役員	小川 秀彦	リスク管理 法務
執行役員	小澤ひろこ	サステナビリティ推進
執行役員	笠原 一郎	人事総務

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役杉谷仁司氏、琴基浩氏、中西和幸氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

また、2024年9月30日をもって監査等委員である取締役を辞任いたしました賀茂淳一氏との間で同様の契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬等

当社は、2024年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を一部改定のうえ、決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等を除く。）に関する方針

当社の取締役における、個人別固定報酬の額につきましては、評価結果、役位、職責、在籍年数等に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、総合的に勘案し、取締役会の決議により決定します。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、年額300百万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社の取締役における、業績連動報酬（賞与）につきましては、2020年2月21日開催の取締役会決議により、新たに導入しており、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会決議に基づき、固定報酬と合計して年額300百万円以内の範囲で支給することとしております。

中期経営計画の数値目標の1つとして掲げている経常利益を指標とし、原則として、各事業年度における

期初の連結経常利益目標達成時に支給することとしております。

各取締役への支給額は、一人あたりの上限を10百万円に設定し、各取締役への支給額を、その範囲内で、個人評価等に基づき、指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、取締役会の決議により決定します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社では、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、当社の取締役(以下「対象取締役」という。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内と決議しております。

なお、譲渡制限付株式の割当については下記のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額ならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は、株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該分割比率又は併合比率に応じて合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(i)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対

して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

(ii)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(i)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(iii)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(iii)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位にあつたことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(iv)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認され、当該対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、上記のとおり固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬により構成しており、業績目標達成時における固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の比率は、業績目標の達成度合い等を踏まえて決定する。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・固定報酬 指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、定時株主総会後の取締役会で決議の上、4月より月例で支給。
- ・業績連動報酬 指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、事業年度の実績に基づき、上限額の範囲内で支給金額を決定し、取締役会で決議の上、4月に支給。
- ・非金銭報酬 指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、4月の取締役会にて譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて決議し、5月に割当を実施。

□. 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。本書提出日現在において、当該限度額に基づく報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名であります。監査等委員である取締役個々の固定報酬額は、当社の業務に関与する時間と職責を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

八. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	178,099 (-)	112,800 (-)	37,500 (-)	27,799 (-)	4名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	37,200 (37,200)	37,200 (37,200)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	215,299 (37,200)	150,000 (37,200)	37,500 (-)	27,799 (-)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、年額300百万円以内(この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。
 3. 上記の取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額とは別枠として、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、業務執行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内として設定する旨決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。
 4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
 5. 業績連動報酬に係る業績指標は、中期経営計画における指標であることから、経常利益(賞与計上前)を選定しており、その実績は5,175,533千円であります。当該業績連動報酬の額の算定方法は、「イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等 b. 業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。
 6. 上記の非金銭報酬等の内訳は、当事業年度における取締役4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額27,799千円であります。
 7. 当事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、取締役(監査等委員)3名でありますが、上記の支給人員には、2024年9月30日をもって辞任した取締役(監査等委員)1名分が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査等委員である取締役琴基浩氏は、税理士であり、琴税理士事務所の所長、株式会社グローバルビジネスコンサルタントの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役中西和幸氏は、弁護士であり、田辺総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

役員区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った業務の概要
監査等委員である取締役	杉 谷 仁 司	当事業年度に開催された就任後の取締役会17回、監査等委員会10回、及び指名報酬諮問委員会11回全てに出席しました。 常勤の監査等委員として、取締役会、監査等委員会及び社内重要会議体に出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験や、上場企業の取締役及び監査等委員を歴任した経験に基づく知識に基づき、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査等委員である取締役	賀 茂 淳 一	当事業年度に開催された辞任までの取締役会15回、監査等委員会9回、及び指名報酬諮問委員会10回全てに出席しました。 取締役会、監査等委員会では、中小企業診断士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っておりました。
監査等委員である取締役	琴 基 浩	当事業年度に開催された取締役会22回、監査等委員会12回、及び指名報酬諮問委員会13回全てに出席しました。 取締役会及び監査等委員会では、税理士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査等委員である取締役	中 西 和 幸	当事業年度に開催された取締役会22回、監査等委員会12回、及び指名報酬諮問委員会13回全てに出席しました。 取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記の取締役会の開催の他、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	監査証明業務	非監査証明業務
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,450千円	4,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,450千円	4,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、ESG対応に関する助言及び情報提供であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の健全性を維持しつつ、経営の効率化、経営環境の変化に対する柔軟な対応を図り、迅速に意思決定をすることにより企業価値を向上させることがステークホルダーとの協働につながると考えております。そのためには、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

(内部統制システム整備の状況)

A. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

①監査等委員会から要請がある場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとします。

なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないものとします。

②監査等委員会を補助すべき使用人を置く場合、その異動、評価については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとします。

B. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

①監査等委員は、取締役会その他必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について取締役及び使用人に対して説明を求めるものとします。

②取締役及び使用人は、職務執行に関し、法令若しくは定款に違反する重大な事実又は当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告を行うものとします。

③取締役及び使用人は、監査等委員から要請があった場合は、業務執行に関する事項について、速やかに監査等委員に報告を行うものとします。

④監査等委員に上記②又は③の報告をしたことを理由として、取締役及び使用人に対して不利な取扱いを行わないよう、体制を整備、運用するものとします。

C. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換の場をもつものとします。

②監査等委員の職務執行に伴う費用について、監査等委員会と協議の上一定額の予算を設けるとともに、監査等委員が当社に対し当該費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

D. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスを経営上の基本方針と定め、取締役及び使用人は法令及び定款の遵守はもとより、企業倫理及び社会的規範の遵守に努めるものとします。
- ②「コンプライアンス管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組みの検討及び審議を行うものとします。
- ③業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の内部統制システムの整備運用状況に係る監査を実施し、監査結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行うものとします。
- ④内部通報制度に基づく通報窓口を設け、取締役及び使用人に相談窓口の存在を周知し、コンプライアンス上の問題の早期発見及び未然防止に努めるとともに、問題が発生した場合においては、その解決と再発防止に努めるものとします。
- ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連絡し、会社を挙げて毅然とした態度で対応するものとします。

E. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を法令及び社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証するものとします。

F. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの評価及び対策を検討するものとします。

G. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」に基づき、定例取締役会を原則月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の検討及び決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の管理・監督等を行うものとします。
- ②「経営会議規程」に基づき、経営会議を開催し、取締役会付議事項・代表取締役社長決裁事項の事前審議及び経営上の重要事項の審議・報告を行うものとします。

H. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループにおいて、経営理念を共有するとともに、コンプライアンスの基本方針を周知徹底し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図るものとします。
- ②「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は策定された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保し、かつ、監督と経営執行の分離を明確化する最適な体制を構築し、その運用を行っております。

② コンプライアンス

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催しており、重要なコンプライアンス上の問題について認識の共有及び議論を行っております。法務部によるコンプライアンスに関する研修・啓発活動の他、外部講師による定期的な研修、経営者による全社的情報発信を行っております。また、内部通報制度に基づく相談窓口の存在の周知を徹底して行っております。その他ハラスマント防止活動を組織的に推進しております。

③ リスク管理

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催しており、リスクの洗い出し・管理を行っております。重要なリスクを一元的に管理することにより有効的かつ効率的なリスク管理体制を運用しております。また、リスク事象が発生した場合、速やかに「リスク事象報告」を行うこととなっており、その後の当該事象の再発防止計画の策定・一定期間のモニタリングの実施といったところまで管理体制を整備・運用しております。

④ 子会社の経営管理

「関係会社管理規程」に基づき子会社より重要事項の報告を適宜受けております。

⑤ 取締役の職務執行

当期取締役会を22回開催(左記の取締役会の開催の他、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議2回)しており、経営の意思決定機関及び監督機関として活発な議論を行っております。

⑥ 監査等委員会

当期監査等委員会を12回開催しており、業務執行取締役の職務の執行を監査・監督しております。常勤の監査等委員である取締役は経営会議その他の重要会議への出席を通じて、意思決定過程や内容について監督を行っております。また、会計監査人、内部監査責任者と定期的な情報交換を行っており、加えて必要に応じた適宜の情報交換を実施することで相互の連携を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は当事業年度末日時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動状況等を常に注視してまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的な向上のため内部留保を確保しつつも、株主還元に関する株主の皆様のご期待にもお応えしていきたいと考えております。

剰余金の配当については、安定した配当を継続することを基本とし、事業収益及びキャッシュ・フローの状況を勘案して決定してまいります。

内部留保資金については、既存事業の強化や新規事業展開等、今後の事業展開に向けて活用してまいります。

また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の基準日は、6月30日及び12月31日ですが、期末配当として年1回の配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度における2024年12月31日を基準日とする期末配当金は、上記方針及び当連結会計年度の業績を踏まえ、2025年2月14日の取締役会決議により、1株につき130円00銭と決定いたしました。これにより、年間の配当金は1株につき130円00銭（前事業年度対比30円00銭増）、配当性向は30.5%となります。なお、配当支払開始日については、従来よりも早期化を図り、3月12日を予定しております。

また、2025年12月期の1株当たりの配当金につきましては、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で実施予定の株式分割考慮後で、年1回の72円50銭(中間配当0円、期末配当72円50銭)を予定しております。

2025年中期経営計画「GLM100」にも記載のとおり、株主還元の基本方針として30%の配当性向を目標としておりますが、今後は累進配当を方針に追加し、減配することなく累進的な配当が実現できるよう、企業成長を実現してまいります。

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	34,043,112	流 動 負 債	14,033,648
現 金 及 び 預 金	11,291,524	買 掛 金	32,106
売 掛 金	12,254	短 期 借 入 金	6,288,702
仕 掛 品	5,308	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	114,800
販 売 用 不 動 産	3,875,136	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,218,358
仕 掛 販 売 用 不 動 産	15,923,834	未 払 金	1,366,591
貯 藏 品	1,771	未 払 法 人 税 等	1,290,077
前 渡 金	2,369,186	転 貸 事 業 損 失 引 当 金	34,669
そ の 他	565,515	そ の 他	688,342
貸 倒 引 当 金	△1,419	固 定 負 債	10,762,993
		社 債	152,400
固 定 資 産	2,371,524	長 期 借 入 金	10,525,859
有 形 固 定 資 産	1,320,920	転 貸 事 業 損 失 引 当 金	2,172
建 物	607,280	そ の 他	82,562
土 地	665,880	負 債 合 計	24,796,642
そ の 他	47,760	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	50,189	株 主 資 本	11,570,834
投 資 そ の 他 の 資 産	1,000,414	資 本 金	582,192
投 資 有 価 証 券	424,400	資 本 剰 余 金	382,192
関 係 会 社 株 式	70,926	利 益 剰 余 金	10,606,606
出 資 金	360	自 己 株 式	△157
緑 延 税 金 資 産	432,958	新 株 予 約 権	34,057
そ の 他	71,769	非 支 配 株 主 持 分	13,102
資 产 合 计	36,414,637	純 資 産 合 计	11,617,995
		負 債 純 資 産 合 计	36,414,637

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高 値	64,482,059
売 上 原 価	54,687,438
売 上 総 利 益	9,794,621
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,062,230
営 業 利 益	5,732,390
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	1,790
雜 収 入 他	5,424
そ の 他	673
	7,887
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	468,184
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	6,004
支 払 手 数 料	106,373
そ の 他	21,681
	602,244
経 常 利 益	5,138,033
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	140,824
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	5,144
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	5,273,714
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,935,170
法 人 税 等 調 整 額	△77,788
当 期 純 利 益	1,857,381
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,416,332
	2,719
	3,413,613

連結株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	568,328	368,328	7,992,634	△157	8,929,133
当 期 变 動 額					
新 株 の 発 行	13,864	13,864			27,729
剩 余 金 の 配 当			△799,641		△799,641
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			3,413,613		3,413,613
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当 期 变 動 額 合 計	13,864	13,864	2,613,972	—	2,641,701
当 期 末 残 高	582,192	382,192	10,606,606	△157	11,570,834

	新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 分	純 資 產 合 計
当 期 首 残 高	—	10,383	8,939,516
当 期 变 動 額			
新 株 の 発 行			27,729
剩 余 金 の 配 当			△799,641
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			3,413,613
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	34,057	2,719	36,777
当 期 变 動 額 合 計	34,057	2,719	2,678,478
当 期 末 残 高	34,057	13,102	11,617,995

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	34,201,060	流 動 負 債	13,967,543
現 金 及 び 預 金	11,172,051	短 期 借 入 金	6,288,702
販 売 用 不 動 産	3,875,136	1 年 内 儻 還 予 定 の 社 債	114,800
仕 掛 販 売 用 不 動 産	15,923,834	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,218,358
貯 藏 品	1,771	未 払 金	1,351,346
前 渡 金	2,368,218	未 払 法 人 税 等	1,288,854
そ の 他	861,467	転 貸 事 業 損 失 引 当 金	34,669
貸 倒 引 当 金	△1,419	そ の 他	670,812
固 定 資 産	2,362,312	固 定 負 債	10,762,993
有 形 固 定 資 産	1,318,148	社 債	152,400
建 物	607,280	長 期 借 入 金	10,525,859
土 地	665,880	転 貸 事 業 損 失 引 当 金	2,172
そ の 他	44,987	そ の 他	82,562
無 形 固 定 資 産	50,189	負 債 合 計	24,730,536
投 資 そ の 他 の 資 産	993,974	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	424,400	株 主 資 本	11,798,777
関 係 会 社 株 式	65,000	資 本 金	582,192
出 資 金	360	資 本 剰 余 金	382,192
繰 延 税 金 資 産	432,958	資 本 準 備 金	382,192
そ の 他	71,255	利 益 剰 余 金	10,834,549
資 产 合 计	36,563,372	その他の利益剰余金	10,834,549
		繰越利益剰余金	10,834,549
		自 己 株 式	△157
		新 株 予 約 権	34,057
		純 資 産 合 计	11,832,835
		負 債 純 資 産 合 计	36,563,372

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	64,224,609
売 上 原 価	54,481,420
売 上 総 利 益	9,743,189
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,768,456
営 業 利 益	5,974,732
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5,909
受 取 配 当 金	1,790
そ の 他	5,509
	13,209
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	468,184
支 払 手 数 料	106,373
そ の 他	21,681
	596,239
経 常 利 益	5,391,702
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	140,824
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	5,144
税 引 前 当 期 純 利 益	5,527,383
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,932,935
法 人 税 等 調 整 額	△77,788
当 期 純 利 益	3,672,236

株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金 合計	利益剰余金 合計				
	資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金							
当期首残高	568,328	368,328	368,328	7,961,953	7,961,953	△157	8,898,452			
当期変動額										
新株の発行	13,864	13,864	13,864				27,729			
剰余金の配当				△799,641	△799,641		△799,641			
当期純利益				3,672,236	3,672,236		3,672,236			
株主資本以外の当期変動額(純額)							—			
当期変動額合計	13,864	13,864	13,864	2,872,595	2,872,595	—	2,900,324			
当期末残高	582,192	382,192	382,192	10,834,549	10,834,549	△157	11,798,777			

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	8,898,452
当期変動額		
新株の発行		27,729
剰余金の配当		△799,641
当期純利益		3,672,236
株主資本以外の当期変動額(純額)	34,057	34,057
当期変動額合計	34,057	2,934,382
当期末残高	34,057	11,832,835

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原賀恒一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大久保照代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2024年1月1日から2024年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバル・リンク・マネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原賀恒一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大久保照代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2024年1月1日から2024年12月31までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 杉 谷 仁 司 印

監 査 等 委 員 琴 基 浩 印

監 査 等 委 員 中 西 和 幸 印

(注) 監査等委員 杉谷 仁司、琴 基浩及び中西 和幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

■ 株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定を行うことができるよう取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社監査等委員会は、取締役会の監督と経営執行の在り方及び取締役候補者の選任基準等を確認し、検討しました。その結果、各候補者の選任に係る審議・決定プロセスは適切であり、かつ、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における 地位及び担当	取締役会 出席回数 (当事業年度)
-----------	----	----	---------------------	-------------------------

1 きむ 金 大仲 再任 男性 代表取締役社長執行役員 22／22回

2 かさはら いちろう 笠原 一郎 新任 男性 執行役員 -回

1

き む

て じ ゆ ん

金 大仲

(1974年6月2日生) 男性

所有株式数
取締役会出席状況
在籍年数

1,750,900株
22／22回
20年



再任

略歴、当社における地位及び担当

1997年 4月	(株) 商工ファンド入社
1997年10月	(株) テイマン入社
2003年12月	(株) ディベックス入社
2005年 3月	当社設立 当社代表取締役
2007年11月	(株) グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役
2015年10月	当社代表取締役社長
2015年11月	(株) G2A 代表取締役 (現任)
2016年 8月	(株) グローバル・リンク・パートナーズ 取締役
2023年12月	AtPeak (株) 代表取締役
2024年 1月	当社代表取締役社長執行役員 (現任)
2024年 8月	AtPeak (株) 代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

(株) G2A 代表取締役
AtPeak (株) 代表取締役社長

2

か さ は ら

い ち ろ う

笠原 一郎

(1957年9月29日生) 男性

所有株式数
取締役会出席状況
在籍年数

- 株
- 回
- 年



新任

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	日本証券金融(株) 入社
2007年 6月	同社 融資部長
2008年 6月	同社 コンプライアンス統括部長
2009年 6月	同社 執行役員 コンプライアンス統括部長
2011年 6月	同社 執行役員 貸借取引部長
2013年 6月	同社 上席執行役員 貸借取引部長
2014年 6月	日本電子計算(株) 取締役上席執行役員 (CCO)
2017年 7月	全国情報サービス産業企業年金基金理事 資産運用検討委員会委員
2019年 6月	日本電子計算(株) 取締役常務執行役員 (CFO・CRO)
2019年 6月	JIPテクノサイエンス(株) 監査役
2020年 6月	日証金信託銀行(株) 常勤監査役
2023年 6月	セントラル短資(株) 監査役 (現任)
2024年 7月	当社 執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

セントラル短資(株) 監査役

(注) 1. 金大仲氏は当社の親会社等に該当いたします。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年3月末に更新をする予定です。

本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、再任候補者の金大仲氏は引き続き被保険者となり、新任候補者の笠原一郎氏は新たに被保険者となります。

①墳補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について墳補するものです。

②保険料

保険料は全額会社負担としております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

この度、監査体制の多角化を図るため、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数 (当事業年度)
いたくら まさ 板倉 麻貴	新任 社外 独立	女性	—

いたくら

まさき

板倉 麻貴

(1981年10月15日生) 女性

所有株式数

- 株

取締役会出席状況

- 回

在籍年数

- 年



略歴、当社における地位及び担当

2006年12月	みすず監査法人 入所
2007年 8月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2010年 8月	公認会計士登録
2010年11月	日本GE（株）（現 GEジャパン（株））入社
2014年 5月	公認会計士板倉麻貴事務所（現 公認会計士・税理士板倉麻貴事務所）設立 代表（現任）
2014年 9月	税理士登録

重要な兼職の状況

公認会計士・税理士板倉麻貴事務所 代表

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

板倉麻貴氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士の資格を有してお
り、職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験を、当社の監
査等に活かしていただきたいめであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した
経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての
職務を適切に遂行できるものと判断しております。

新任
社外
独立

- (注) 1. 板倉麻貴氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 板倉麻貴氏の戸籍上の氏名は、綿引麻貴であります。
 3. 板倉麻貴氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、
 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損
 害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。
 4. 板倉麻貴氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 板倉麻貴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場
 合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査
 人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結してお
 り、2025年3月末に更新をする予定です。

本議案において板倉麻貴氏の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となりま
す。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受
けることによって生じることのある損害について填補するものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

■ (参考) スキルマトリックス

当社グループは、「投資により未来価値を創出する」というグループミッションを定め、人と事業に積極的な投資を行い、環境・社会において持続可能な価値創出の実現を目指し、ガバナンス体制の充実や、サステナビリティを重視した経営に取り組んでいます。

当社の取締役会は、多様な価値観のもと、企業価値の向上及び経営の透明性・健全性の維持等の観点からメンバーを構成しており、各自の経験・スキルを活かし、当グループの長期構想である「GLM1000」及び2025年を初年度とした中期経営計画「GLM100」の実現を目指します。

本総会における第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の、取締役会の構成は次のとおりとなり、独立社外取締役が過半数（6名中4名）を占めることになります。

グローバル・リンク・マネジメント スキルマトリックス（取締役）										
氏名	当社における地位	企業 経営	不動産 ビジネス	IT DX	サステナ ビリティ	人的 資本	IR 広報	ファイ ナンス	法務 リスク	ガバナンス
金 大仲	代表取締役社長	●	●		●	●				
笠原 一郎	取締役			●		●		●	●	●
杉谷 仁司	監査等委員（常勤）						●	●	●	●
琴 基浩	監査等委員	●						●		
中西 和幸	監査等委員		●		●			●	●	●
板倉 麻貴	監査等委員	●						●		●

グローバル・リンク・マネジメント スキルマトリックス（執行役員）										
氏名	当社における地位	企業 経営	不動産 ビジネス	IT DX	サステナ ビリティ	人的 資本	IR 広報	ファイ ナンス	法務 リスク	ガバナンス
富永 康将	上席執行役員	●								
平山 彰悟	上席執行役員	●	●							
鈴木 東洋	執行役員	●						●		●
富田 直樹	執行役員	●								

グローバル・リンク・マネジメント スキルマトリックス（執行役員）

氏名	当社における地位	企業 経営	不動産 ビジネス	IT DX	サステナ ビリティ	人的 資本	IR 広報	ファイ ナンス	法務 リスク	ガバナンス
小澤ひろこ	執行役員				●	●		●		
飯利 誠	執行役員							●		
鈴木 英司	執行役員	●								
竹内 文弥	執行役員	●					●			
松尾しのぶ	執行役員					●				●

(※) 本表は各取締役・執行役員が有する全てのスキルを表すものではありません。

(※) 「企業経営」スキル保有者は、代表経験者（子会社、関係会社を除く。）等となります。

(※) スキル等の考え方について見直しを行ったため、従前とは一部記載が異なります。

(※) 本表は2025年2月25日開催の取締役会にて決議された、2025年4月1日付の執行役員人事を反映しております。

(※) 執行役員 小川秀彦は、2025年3月31日をもって退任し、2025年4月1日より連結子会社のAtPeak株式会社の取締役に専念することになります。

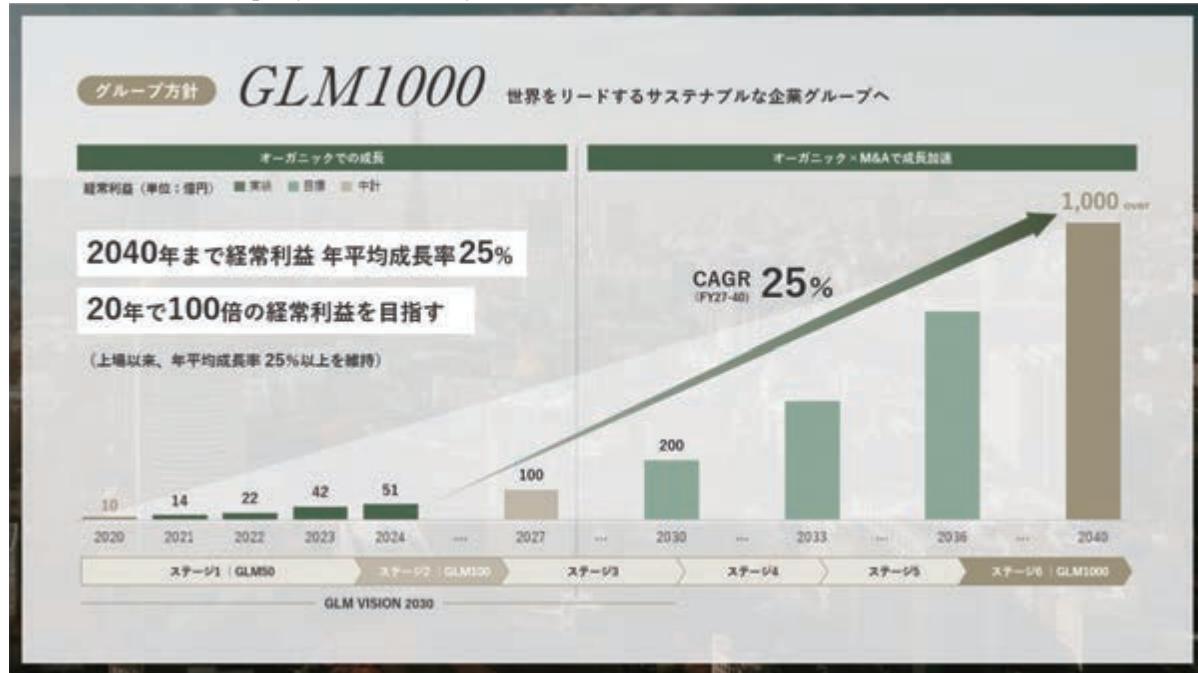
■ スキルの内容と選定理由

項目	スキルの内容及び選定理由
企業経営 	組織マネジメントの観点から総合的な判断が求められているため、個別の専門性に偏らない事業経営・組織運営に関する経験・スキルが必要と考えます。
不動産ビジネス 	既存不動産事業の拡大及び関連新規事業への進出を通して、安全・安心な不動産を提供しつつ、収益構造の最適化を進めるために、不動産ビジネスに関する経験・スキルが必要と考えます。
IT・DX 	全社的なデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進に加え、サイバー攻撃対策を含む情報インフラの整備、新たな価値創造に向け先進情報技術を活用するためには、IT・DXに関する経験・スキルが必要と考えます。
サステナビリティ 	環境配慮型不動産の企画・開発などを通じて、サステナビリティ課題の解決に貢献し、当社の企業理念の一つである「環境・社会・当社の三方よし」を体現するために、サステナビリティに関する経験・スキルが必要と考えます。
人的資本 	当社は人材戦略を経営戦略の一つとし、人材の価値を最大限に引き出すことは中長期的な企業価値向上に繋がると考えています。人材育成方針・社内環境整備方針に基づき、人的資本経営を推進するために、人的資本に関する経験・スキルが必要と考えます。
IR・広報 	社会、資本市場とのコミュニケーションを円滑化し、当社の信頼を築くうえで、当社の経営戦略、財務状況、カルチャー等を正確かつ透明性のある情報発信を行うため、IR・広報の経験・スキルが必要と考えます。
ファイナンス 	当社の資本効率の最適化及び財務健全性の向上を行うために、財務に関する経験・スキルが必要と考えます。また、財務会計や内部統制のみならず経営管理において重要な役割を果たすことから会計に関する経験・スキルが必要と考えます。
法務・リスク 	企業の持続的な成長、「GLM1000」の実現に向け、広範なリスクに対応し、コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底を図るため、法務・リスク管理に関する経験・スキルが必要と考えます。
ガバナンス 	監督と経営執行の分離を進めつつ、多様性があり高度な専門スキルを持つ社員を統合し、誠実で透明性の高い企業経営を進めるうえで、企業ガバナンスに関する経験・スキルが必要と考えます。

■ (参考) 2024年度の活動ハイライト

■グループ方針「GLM1000」及び2025年中期経営計画「GLM100」

当社グループは、2024年11月14日に2040年12月期に向けたグループ方針「GLM1000」及び2025年中期経営計画「GLM100」(2025-2027年)を策定し公表しました。



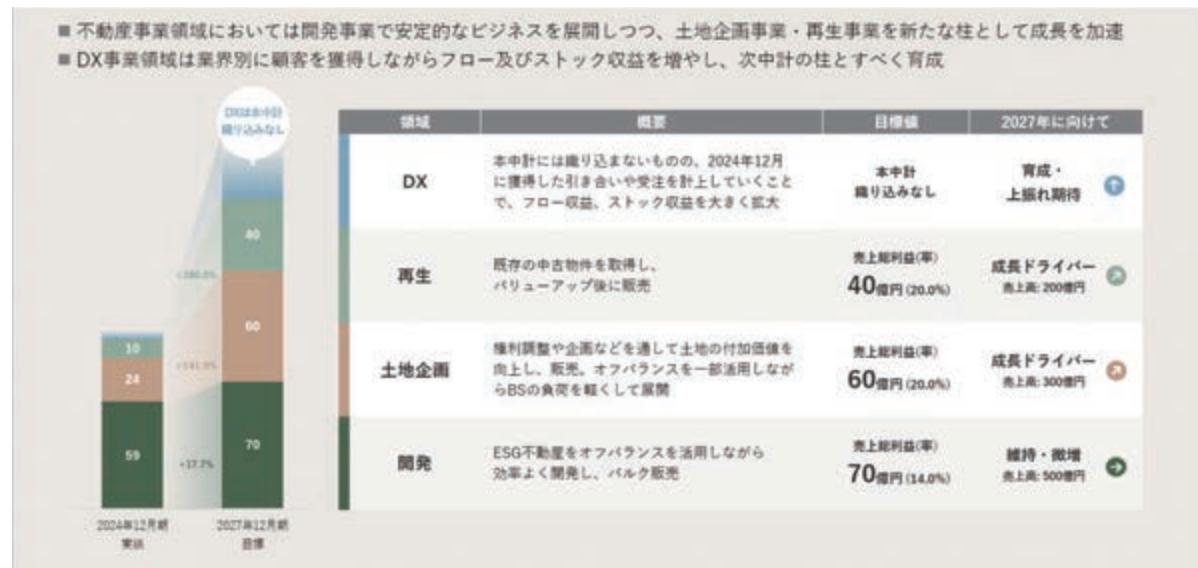
■2025年中期経営計画「GLM100」について

2025年を初年度とする中期経営計画「GLM100」におけるKGIは、以下の通り計画しております。

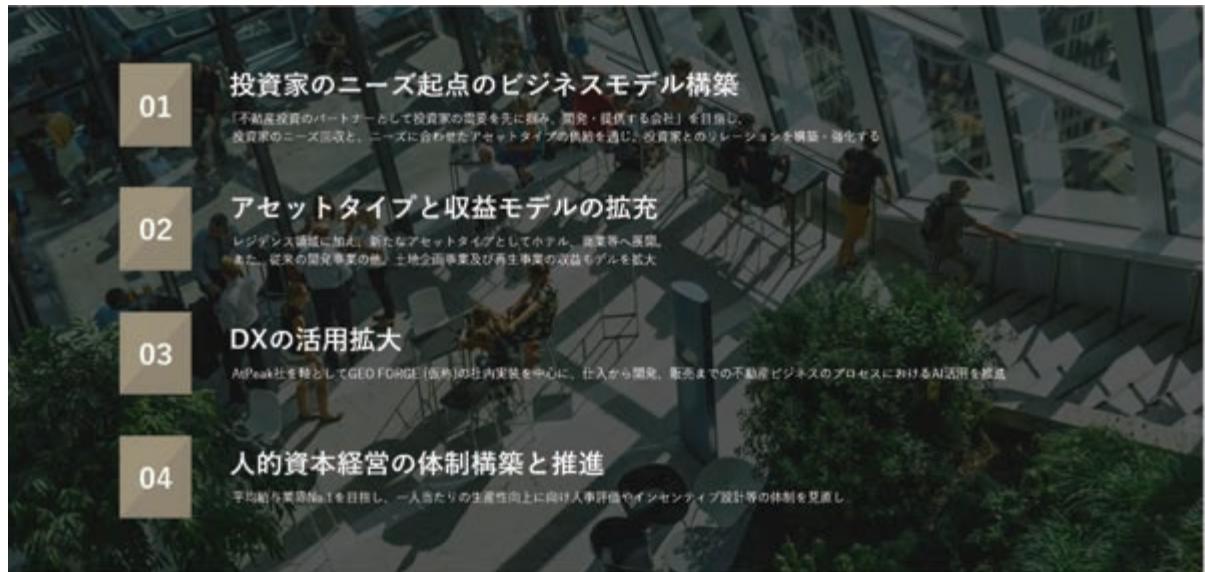


2025年中期経営計画「GLM100」－事業ポートフォリオ

- 不動産事業領域においては開発事業で安定的なビジネスを展開しつつ、土地企画事業・再生事業を新たな柱として成長を加速
- DX事業領域は業界別に顧客を獲得しながらフロー及びストック収益を増やし、次中計の柱とすべく育成



2025年中期経営計画「GLM100」－4つの成長戦略



以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号

渋谷マークシティイースト内
渋谷エクセルホテル東急 6階
プラネットルーム

連絡先：03-5457-0109 (ホテル代表番号)

※会場には、本株主総会用の駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



交通のご案内

JR (山手線・埼京線)

東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線)

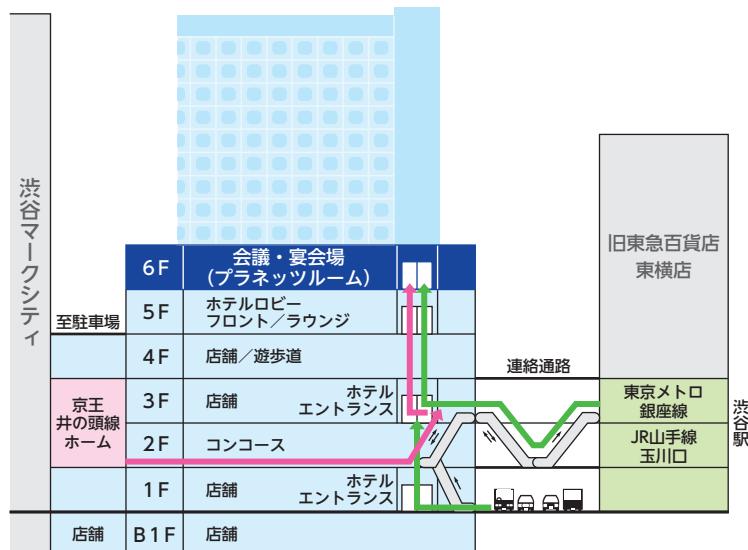
東急 (東横線・田園都市線)

「渋谷駅」直結

■ 京王井の頭線

「渋谷駅」上部

1階又は3階から渋谷エクセルホテル
東急専用エレベーターにて
6階にお越しください。



FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

